

平成29年度 保安技術講習会

一般社団法人 島根県LPガス協会

『LPガス安全応援推進運動』 (島根県の平成29年度実施目標)

I . 販売事業者に起因する事故防止対策

II . お客様の不注意による事故防止対策

III . 自然災害対策

IV . その他の事故防止対策

島根県内のマイコンメータ設置状況

全国(設置率:99.64%、期限切れ戸数:0.11%)

平成29年3月31日現在

(注)閉栓先は除きます。	①マイコンメータ等			
	設置済戸数		うち期限切れ戸数	
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	13,101戸	(99.56%)	3戸	(0.02%)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	46,962戸	(100%)	22戸	(0.05%)
C 一般住宅	125,017戸	(100%)	68戸	(0.05%)
D 合計	185,080戸	(99.97%)	93戸	(0.05%)

(注)マイコンメータⅡ等の感震遮断装置のないガスメータが設置されている場合は、対震自動ガス遮断器との組み合わせであれば「設置済」となります。また、対震自動ガス遮断器とガス漏れ警報器連動遮断装置との組み合わせでも「設置済」となります。

**計量法に違反した場合、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられます。
有効期間の過ぎたメーターは早急に交換をしてください。**

島根県内のマイコンメータ設置状況(過去からの推移)

マイコンメータ等設置率



マイコンメータ等期限切れ



島根県内のマイコンメータ期限切れ戸数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	12戸	3戸	9戸	3戸
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	37戸	33戸	20戸	22戸
C 一般住宅	118戸	100戸	87戸	68戸
D 合計	167戸	136戸	116戸	93戸

中国5県のマイコンメータ設置状況 (平成29年3月末現在)

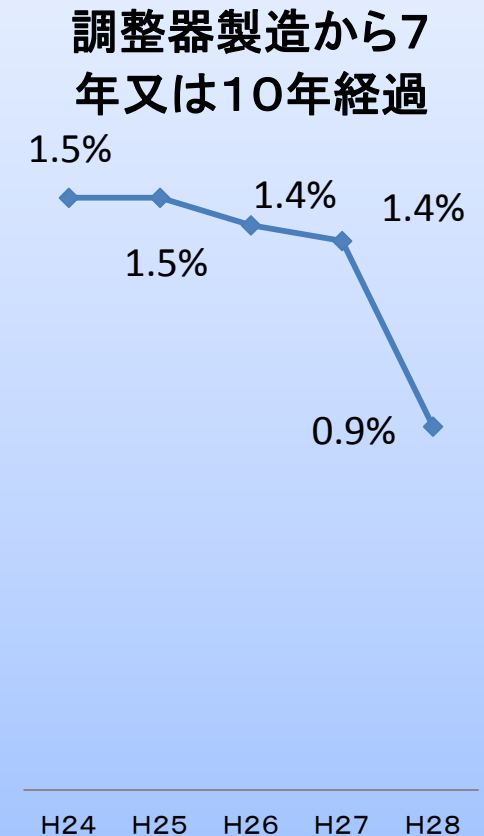
協会名	合計				
	⑩=①+④+⑦	⑪=②+⑤+⑧	⑪/⑩	⑫	⑫/⑪
	消費者戸数	設置済戸数	設置率	⑪のうち期限切れ戸数	期限切れ率
鳥取県	134, 513	134, 499	99. 99%	14	0. 01%
岡山県	463, 834	463, 591	99. 95%	300	0. 06%
島根県	185, 139	185, 080	99. 97%	93	0. 05%
広島県	493, 751	493, 483	99. 95%	9	0. 00%
山口県	321, 749	321, 710	99. 99%	0	0. 00%

島根県内の調整器設置状況

平成29年3月31日現在

全国の7年又は10年経過した施設数: 2.81%

	調整器		
	設置施設数	うち製造年から7年交換のタイプは7年 10年交換のタイプは10年経過した施設数	
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	11,915施設	97施設	(0.81%)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上 入居する構造のもの)	6,976施設	64施設	(0.92%)
C 一般住宅	122,692施設	1,141施設	(0.93%)
D 合計	141,583施設	1,302施設	(0.92%)



島根県内の調整器7年又は10年経過施設数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	241施設	204施設	170施設	97施設
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する 構造のもの)	121施設	215施設	135施設	64施設
C 一般住宅	1,793施設	1,679施設	1,679施設	1,141施設
D 合計	2,155施設	2,098施設	1,984施設	1,302施設

中国5県の調整器7年又は10年経過施設数 (平成29年3月末現在)

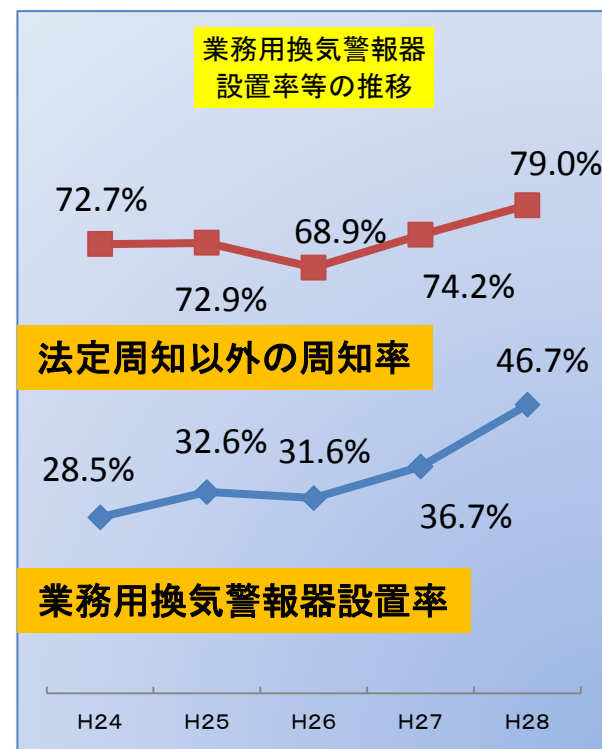
協会名	合 計		
	⑦=①+③+⑤	⑧=②+④+⑥	⑧/⑦
	設置施設数	③うち製造年から7年又は10年経過した施設数	7年又は10年経過率
鳥取県	98,838	2,434	2.46%
岡山県	303,361	15,850	5.22%
島根県	141,583	1,302	0.92%
広島県	317,571	9,650	3.04%
山口県	236,345	4,259	1.80%

CO中毒事故防止対策状況(業務用厨房施設)

※全国の法定周知以外の周知率は73.79%

平成29年3月31日現在

	施設数	
① 業務用厨房施設	4,185施設	
② ①のうち、法定周知以外の周知を行った施設数(ガス機器の正しい使い方、事故防止対策等の周知)	3,307施設	
③ ①のうち、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	1,722施設
	設置不要(屋外)	494施設



【業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置率】

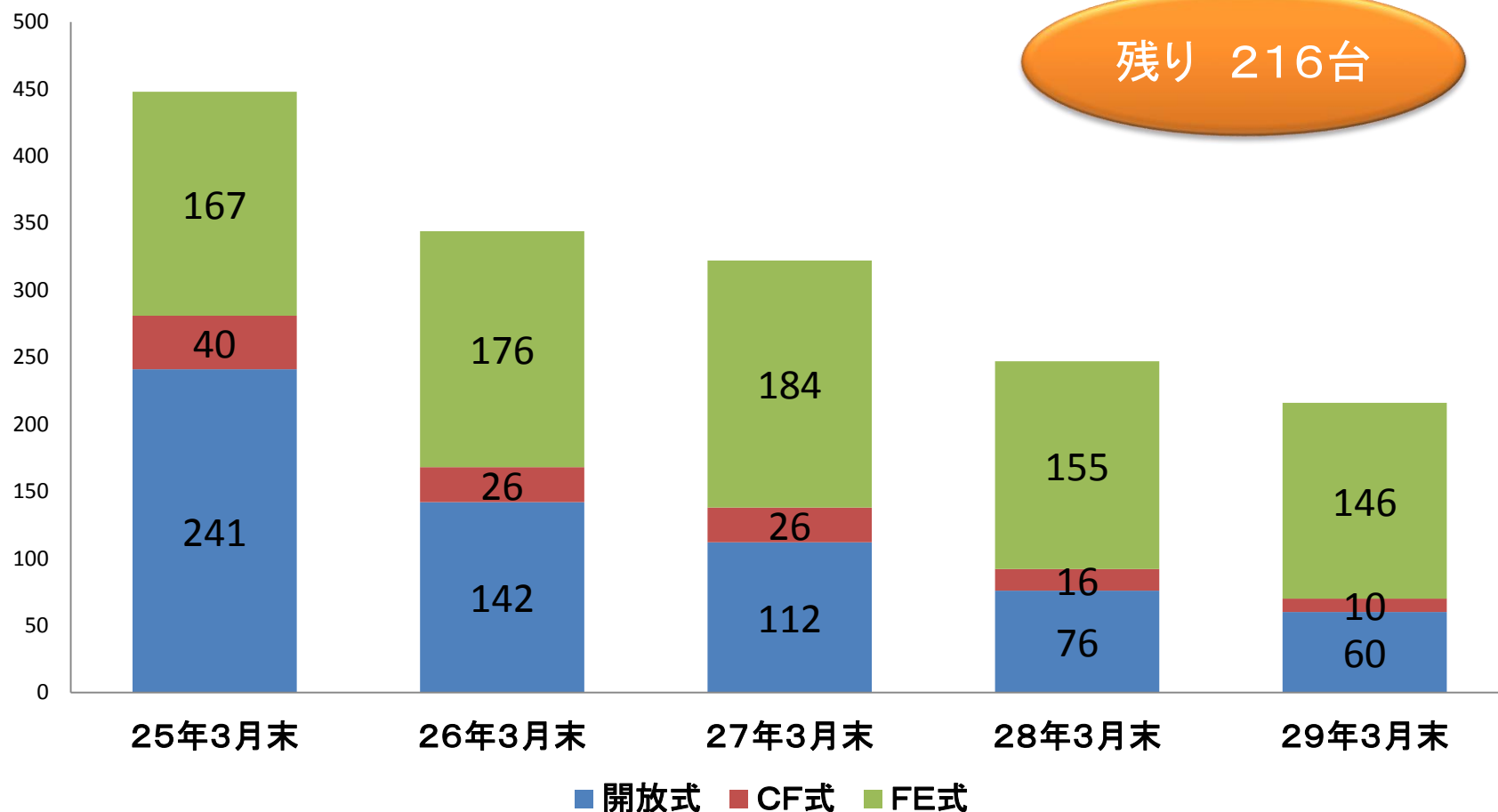
設置済戸数／業務用厨房施設数－設置不要戸数×100＝46.7%

※全国の業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置率は48.43%

中国5県のCO中毒事故防止対策状況 (平成29年3月末現在)

	①	②	②/①	③	④	④/(①-③)
協会名	業務用厨房施設	①のうち法定周知以外の周知を行った施設	周知実施率	①のうち業務用換気警報器等設置不要施設(屋外)	①のうち業務用換気警報器等設置済施設	設置率
鳥取県	3,042	2,473	81.30%	102	1,058	35.99%
岡山県	8,553	7,216	84.37%	567	3,380	42.32%
島根県	4,185	3,307	79.02%	494	1,722	46.65%
広島県	10,569	7,293	69.00%	440	5,446	53.77%
山口県	6,513	5,048	77.51%	290	3,352	53.86%

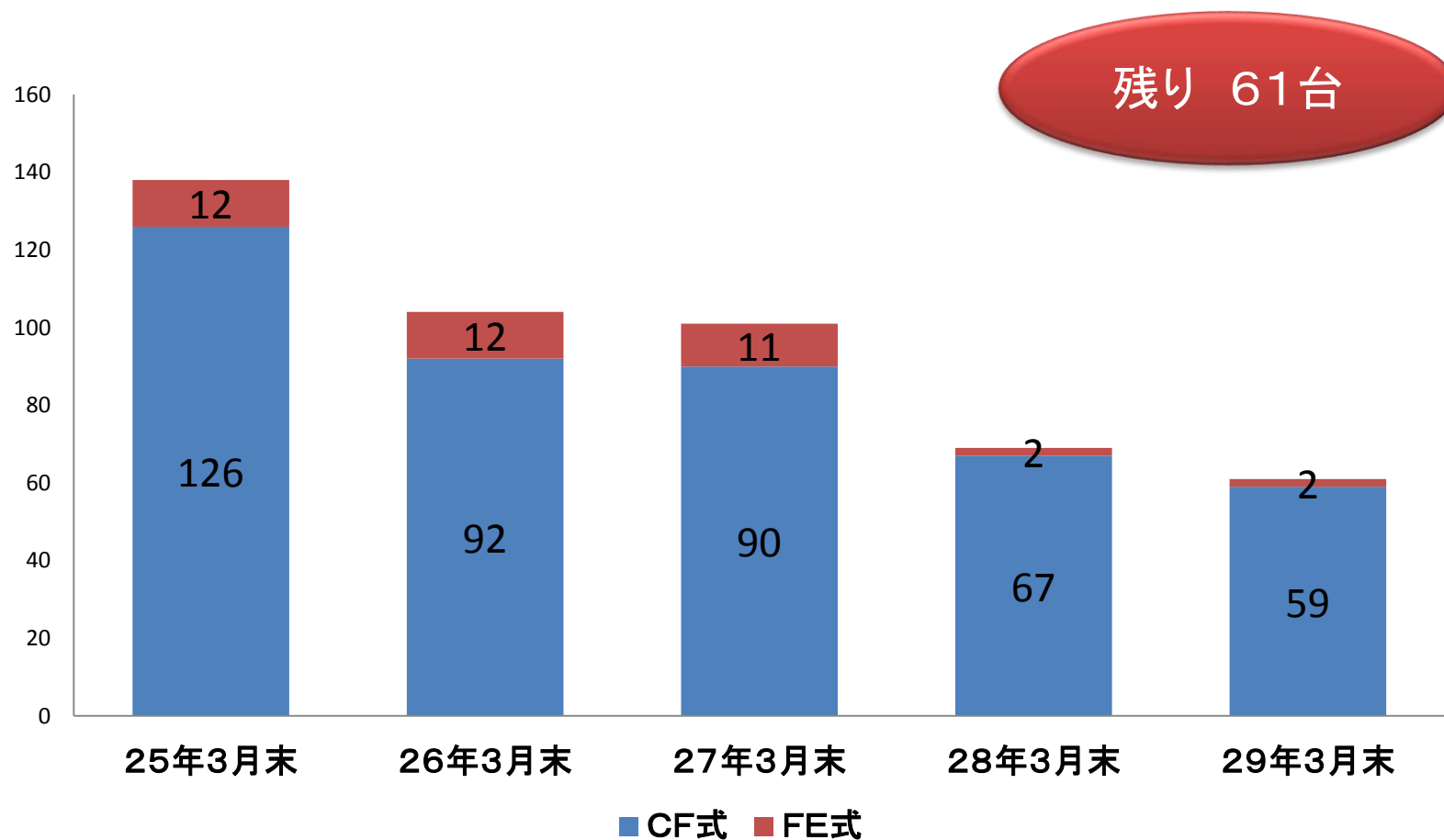
島根県内の安全装置の付いていない湯沸器の推移



ここでいう安全装置とは不完全燃焼防止装置をいいます。

「燃焼器具交換・安全機器普及状況調査報告書」より

島根県内の安全装置の付いていない風呂釜の推移



ここでいう安全装置とは不完全燃焼防止装置をいいます。

「燃焼器具交換・安全機器普及状況調査報告書」より

島根県内の安全装置の付いていない燃焼器(支部別)

平成29年3月31日現在

支部名	湯沸器				風呂釜		
	開放式	C F 式	F E 式	計	C F 式	F E 式	計
安来	6	1	36	43	2	0	2
松江	8	1	30	39	19	2	21
雲南	6	0	0	6	1	0	1
出雲	4	2	46	52	10	0	10
大田	4	0	3	7	1	0	1
邑智	15	0	0	15	10	0	10
江津	2	0	3	5	2	0	2
浜田	2	2	18	22	4	0	4
益田	9	4	3	16	4	0	4
島前	4	0	0	4	5	0	5
島後	0	0	7	7	1	0	1
合計	60	10	146	216	59	2	61

中国5県の安全装置の付いていない燃焼器設置状況 (平成29年3月末現在)

協会名	湯沸器				風呂釜				
	A	B	C F E 式	①=A+B+C	D	E	②=D+E	③ 排気筒	①+②+③ 排気筒
	開放式	C F 式	F E 式	湯沸器計	C F 式	F E 式	風呂釜計	排気筒	合 計
鳥取県	219	4	89	312	111	6	117	0	429
岡山県	146	13	82	241	87	4	91	6	338
島根県	60	10	146	216	59	2	61	12	289
広島県	188	18	286	492	52	6	58	1	551
山口県	50	23	114	187	78	2	80	5	272

ガス栓カバー等の設置数(平成28年3月31日現在)

1. ガス栓カバーの設置数

消費者戸数	設置必要戸数	設置済み戸数	設置個数
183,344戸	39,338戸	3,585戸	7,924個

2. Siセンサーコンロの設置数

消費者戸数	ガスコンロ設置戸数	ガスコンロ設置台数	内Siセンサーコンロ 設置台数
			85,155台
185,904戸	145,574戸	149,715台	85,155台
Siセンサーコンロ普及率			56.9%

3. ガス放出型高圧ホース・ガス放出防止器の設置数

総施設数	設置済み施設数	内ガス放出防止型 高圧ホース設置施設数	内ガス放出防止器 設置施設数
		17,733施設	478施設
126,791施設	25,947施設	17,733施設	478施設

ガス栓カバー等の設置数調査より

ガス栓カバー等の設置数(平成29年3月31日現在)

1. ガス栓カバーの設置数(上段:ガス栓カバー、下段:ゴムキャップ)

消費者戸数	設置必要戸数	設置済み戸数	設置個数
184,221戸	33,625戸	3,237戸	7,849個
184,979戸	49,713戸	33,738戸	55,683個

2. Siセンサーコンロの設置数

消費者戸数	ガスコンロ設置戸数	ガスコンロ設置台数	内Siセンサーコンロ設置台数
183,874戸	155,303戸	153,371台	89,811台
Siセンサーコンロ普及率			58.6%

3. ガス放出型高圧ホース・ガス放出防止器の設置数

総施設数	設置済み施設数	内ガス放出防止型高圧ホース設置施設数	内ガス放出防止器設置施設数
115,198施設	38,279施設	25,618施設	1,016施設

ガス栓カバー等の設置数調査より

自主保安活動チェックシート(Ⅰ 保安方針)

項目			採点(28年度)		平均点(28年度)
1. 保安体制・責任と権限の明確化					
①保安確保の目標管理	計画		2点	0点	1.7(1.6)
			129(125)	24(33)	
	実行		2点	0点	1.6(1.6)
			124(125)	29(33)	
	検討・評価		2点	0点	1.3(1.3)
			99(105)	54(53)	
2. 安全機器等の設置の取組					
①ガス漏れ警報器	設置推進		2点	0点	1.7(1.7)
			129(137)	24(21)	
	設置率	2点	1点	0点	0.9(1.0)
		39(43)	67(65)	47(50)	
②漏洩検知装置	設置推進		2点	0点	1.8(1.7)
			134(138)	19(20)	
	設置率	2点	1点	0点	1.5(1.5)
		98(99)	31(35)	24(24)	
③集中監視システムの導入	設置推進		3点	0点	0.8(0.8)
			62(66)	91(92)	
	設置率		3点	2点	0.7(0.7)
			12(13)	16(16)	
			1点	0点	
			35(37)	90(92)	

自主保安活動チェックシート(Ⅰ 保安方針)

項目		採点(28年度)		平均点(28年度)
2. 安全機器等の設置の取組				
④安全装置付きガスコンロ	設置推進	1点	0点	1.0(1.0)
		146(156)	7(2)	
⑤ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置推進	2点	0点	0.7(0.7)
		52(54)	101(104)	
⑥ガス栓カバー等	設置推進	2点	0点	0.8(0.8)
		62(61)	91(97)	
3. 予防保全(期限管理)				
①調整器の定期交換		3点	0点	2.7(2.6)
		140(136)	13(22)	
②高低圧ホースの定期交換		3点	0点	2.7(2.6)
		140(137)	13(21)	
③定期交換の管理		3点	0点	2.8(2.7)
		145(143)	8(15)	
④老朽化設備・機器の一掃		2点	0点	1.6(1.8)
		126(139)	27(19)	

自主保安活動チェックシート(Ⅱ 保安管理体制)

項目		採点(28年度)		平均点(28年度)
1. 保安教育・資格取得				
①保安教育の実施	体制整備等	3点	0点	2.6(2.6)
		134(136)	19(22)	
	技術力向上指導	3点	0点	2.1(2.0)
		106(106)	47(52)	
	保安講習会参加	2点	0点	1.9(1.9)
		143(151)	10(7)	
②従事者の資格取得状況		3点	2点	2.6(2.5)
		99(97)	49(53)	
		0点		
		5(8)		
2. 設備工事				
配管図面の保管		3点	0点	2.3(2.4)
		119(125)	34(33)	

自主保安活動チェックシート(Ⅱ 保安管理体制)

項目	採点(28年度)		平均点(28年度)
3. CO（一酸化炭素）中毒事故防止対策			
①不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	2点	0点	1.8(1.8)
	141(145)	12(13)	
②消費設備の保安啓発活動	2点	0点	1.8(1.9)
	140(150)	13(8)	
③不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	3点	0点	2.3(2.3)
	115(123)	38(35)	
④業務用厨房施設への法定周知以外の周知	3点	0点	1.9(2.0)
	95(103)	58(55)	
⑤業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置	2点	0点	0.9(0.9)
	68(68)	85(90)	
4. 埋設管の管理			
①経年埋設管の交換	2点	0点	1.0(1.1)
	80(90)	73(68)	
②他工事業者による事故防止対策	2点	0点	1.1(1.1)
	81(86)	72(72)	

自主保安活動チェックシート(Ⅲ 保安業務)

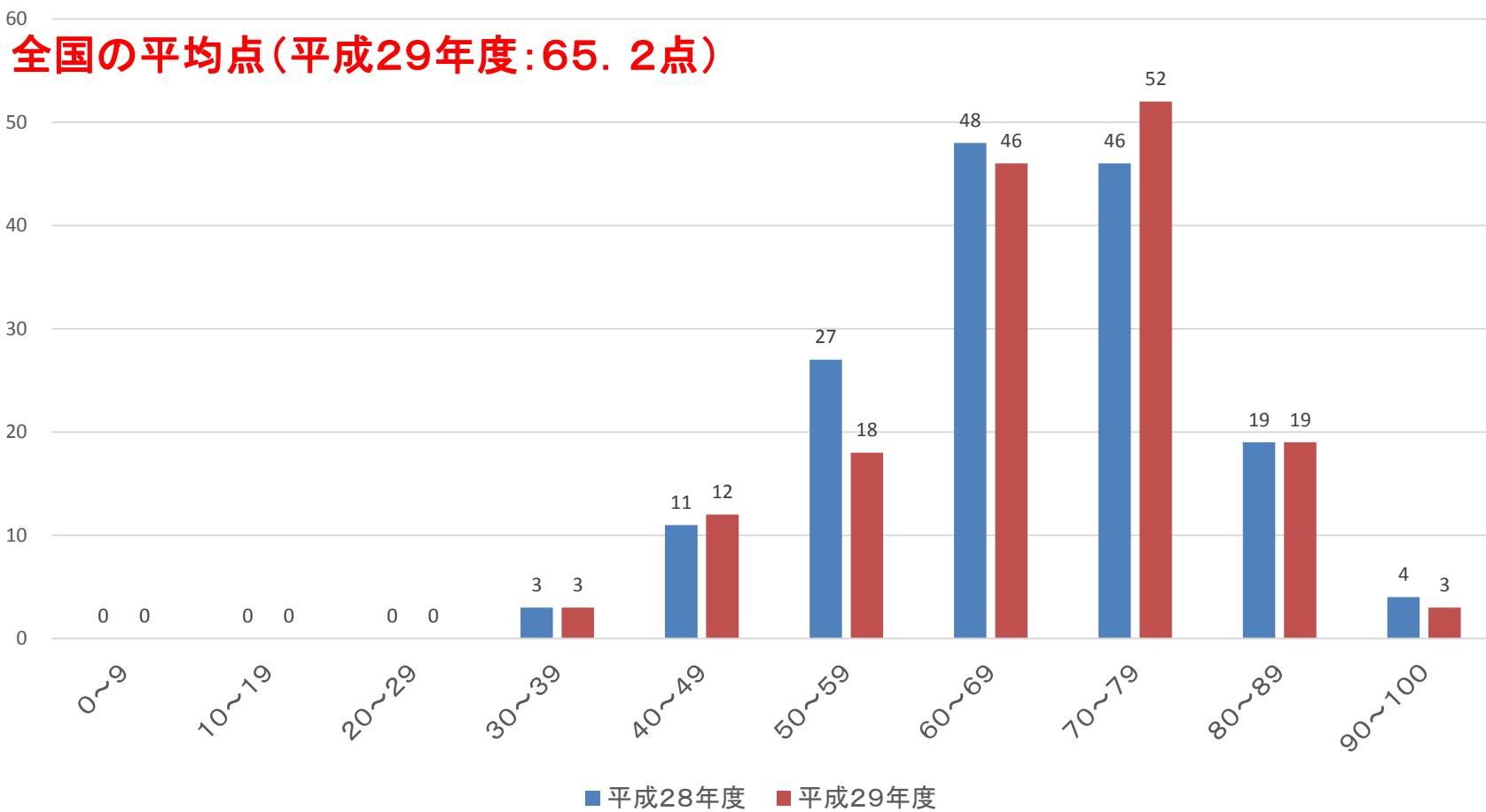
項目		採点(28年度)		平均点(28年度)
1. 自主的な保安高度化の取組				
①法定期間内における供給設備調査頻度	3点	1点	0点	1.4(1.4)
	56(61)	46(44)	51(53)	
②法定期間内における消費設備調査頻度	3点	1点	0点	1.3(1.3)
	52(50)	49(53)	52(55)	
③メータの異常表示の確認		2点	0点	2.0(1.9)
		150(152)	3(6)	
④安全装置の有無の調査		3点	0点	2.4(2.3)
		122(127)	31(35)	
2. 消費者保安啓発活動				
①消費者への保安啓発活動		3点	0点	2.4(2.3)
		123(123)	30(35)	
②10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動		2点	0点	1.3(1.3)
		96(106)	57(52)	
③高齢者、障害者世帯等に対する特別な保安活動		3点	0点	1.0(1.0)
		52(54)	101(104)	
④リコール対象品への対応		2点	0点	1.6(1.7)
		125(132)	28(26)	
⑤長期使用製品安全点検制度への協力		2点	0点	1.6(1.7)
		123(136)	30(22)	

自主保安活動チェックシート(Ⅳ自然災害対策)

項目		採点(28年度)		平均点(28年度)
自然災害対策				
①ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置	設置推進	2点	0点	1.2(0.9)
		94(74)	59(84)	
	設置率	3点	2点	0.5(0.4)
		6(5)	12(5)	
		1点	0点	
		36(33)	99(115)	
②容器への鎖又はベルトの2本取り付け		3点	0点	1.3(1.2)
		66(64)	87(94)	
③防災訓練の実施又は参加		2点	0点	1.5(1.6)
		112(124)	41(34)	
④災害マニュアル、災害対策指針等の整備等		2点	0点	1.3(1.3)
		99(99)	54(59)	

自主保安活動チェックシート点数分布

島根県の平均点(平成28年度:66.9点、平成29年度:67.4点)



独自の主な対策	平成 2 8 年度計画	平成 2 8 年度実績
I. 販売事業者起因する事故防止対策 供給機器の期限管理 1. マイコンメータ 2. 調整器	期限切れ個数 0 7 年又は 1 0 年経過率 1 %	9 3 戸 (0.05%) 0.92%
II. お客様の不注意による事故防止対策 業務用厨房施設の事故防止対策推進 1. 換気警報器 (CO 警報器含む) の設置促進 2. 業務用厨房施設に対する法定周知以外の周知の実施 不完全燃焼防止装置の付いていない器具対策 1. 不完全燃焼防止装置付き器具への交換促進 2. お客様への注意喚起 ガス栓カバーの設置促進 (誤開放防止) Si センサーコンロの普及拡大 (コンロ火災撲滅)	設置率 4 0 % 全施設実施 5 0 台交換 2 8 0 件チラシ配布 5 0 0 0 個設置 6, 5 0 0 台設置	46.70% 79.0% 3 7 台交換 未調査 7, 8 4 9 個 (累計) 6, 1 1 6 台
III. 自然災害対策 ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器の設置促進 雪害対策	3 0 0 0 施設設置 該当地域でのチラシ配布	3 8, 2 7 9 施設 (累計) 未調査
IV. その他の事故防止対策 自主保安活動チェックシート活用	1 0 0 %の提出と平均得点 7 0 点以上	6 6. 9 点

独自の主な対策	平成 2 9 年度計画
I. 販売事業者起因する事故防止対策 供給機器の期限管理 1. マイコンメータ 2. 調整器	期限切れ個数 0 7 年又は 1 0 年経過率 1 %
II. お客様の不注意による事故防止対策 業務用厨房施設の事故防止対策推進 1. 換気警報器（CO 警報器含む）の設置促進 2. 業務用厨房施設に対する法定周知以外の周知の実施 不完全燃焼防止装置の付いていない器具対策 1. 不完全燃焼防止装置付き器具への交換促進 2. お客様への注意喚起 ガス栓カバーの設置促進（誤開放防止） Si センサーコンロの普及拡大（コンロ火災撲滅）	設置率 5 0 % 全施設実施 5 0 台交換 2 8 0 件チラシ配布 5 0 0 0 個設置 6, 5 0 0 台設置
III. 自然災害対策 ガス放出防止型高圧ホース・ガス放出防止器の設置促進 雪害対策	3 0 0 0 施設設置 該当地域でのチラシ配布
IV. その他の事故防止対策 自主保安活動チェックシート活用	1 0 0 %の提出と平均得点 7 0 点以上

都道府県協会 御中

(一社)全国ＬＰガス協会

長期使用製品安全点検制度に係る特定保守製品の
所有者登録促進への協力について (お願い)

標記点検制度につきまして、経済産業省製品安全課より別添１のとおり一層の
定着に向けた協力要請がありました。

また、(一社)日本ガス石油機器工業会より別添２のとおり本制度に指定され
ている特定保守製品の所有者登録促進の協力依頼がありました。

本制度につきましては、施行より５年以上経過した平成２７年に入っても所有
者票の登録率が低く、中でもＬＰガスは約３０％で、都市ガスの約５０％（ブラ
ンド品含む）に比べ非常に低い状況にあったことを受け、経済産業省ガス安全室
においては、平成２７年度の液化石油ガス販売事業者等保安対策指針に本制度の
項目を掲げ、ＬＰガス販売事業者等に対し、所有者登録率向上に向けた対応・協
力等を図るよう求めています。

一方、経済産業省製品安全課及びガス安全室は、本年５月に(一社)日本ガス
石油機器工業会に対し、本制度におけるさらなる所有者登録率向上について検討
及び対応を行うとともに、同工業会の会員事業者に対し、ガス事業者等と協議す
ることを周知するよう要請しておりました。

この要請を受けた同工業会より、当協会に対し別添２のとおり所有者登録促進
に向けた協力依頼があったものです。

つきましては、近日中に同工業会の担当者から、各都道府県協会にご連絡の上
訪問し、本件の協力依頼内容について説明を行うこととしておりますので、よろ
しくお願いいたします。なお、その際、各都道府県協会会員向けに本件に関する
案内(お客様(所有者)向けのチラシの申込み・配布)等に係る費用負担等を含め、
詳細な内容については当該担当者でご相談くださいますようお願いいたします。

また、各都道府県協会会員に対しましては、所有者登録の促進を図ることが、
今後の重大事故防止等の保安確保上重要となる旨を周知徹底いただくとともに、

所有者登録に係る協力内容及び費用負担等につきましては、各会員とガス機器製
造事業者がご協議いただくことになっておりますことをご周知くださいますよ
うよろしくお願いいたします。

なお、会員向けの「特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)」を参考
として添付しております。

〔本制度の概要〕

本制度は、平成２１年４月１日に施行され、特にお客様に重大な危害を及ぼす
恐れのある９品目を特定保守製品(ＬＰガス用は、屋内式ガス瞬間湯沸器及び屋
内式ガスふろがま)に指定し、製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者そ
れぞれが適切に役割を果たして、経年劣化による事故を防止する制度です。

そのため、お客様(所有者)に所有者登録をしていただき、製造・輸入事業者が
登録されたお客様に点検の通知を行い、点検の実施を促す必要があります。

ＬＰガス販売事業者においては、特定保守製品を販売する(引渡す)場合は、お
客様(所有者)に所有者票に記載されている内容を説明する義務があります。なお、
お客様の承諾を得た上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっています。

また、特定保守製品を販売していない場合においても、ＬＰガスを供給してい
れば関連事業者となり、お客様に特定保守製品の点検及び所有者登録の必要性な
どを伝える責務が課せられております。なお、上述と同様にお客様の承諾を得た
上で所有者票の代行記入及び投函が可能となっています。

○本件に関する問合せ窓口

(一社)日本ガス石油機器工業会 衛藤氏

ＴＥＬ ０３－３２５２－６１０１

〔添付資料〕

別添１：経済産業省製品安全課からの協力要請文書

別添２：(一社)日本ガス石油機器工業会からの協力依頼文書

参 考：特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)

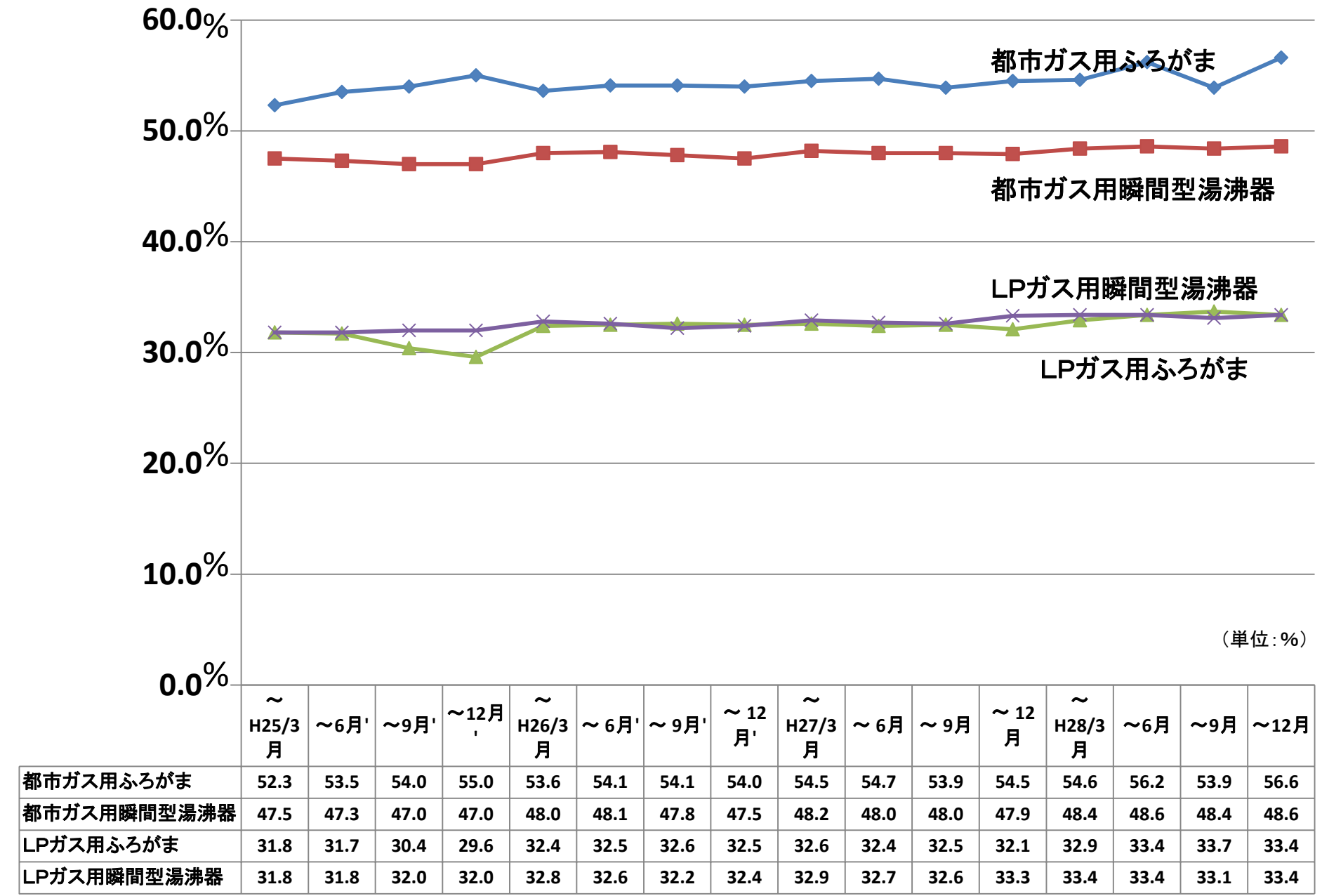
省略

以 上

送信手段：電子メール

担当：保安部 内倉、渡辺、片岡

○ 対象ガス機器の所有者票回収率の推移



法律で定められていますので **ご注意ください!**
所有者情報の提供は所有者の責務です!!
もうお済みですか?

屋内式ガス湯沸器・ふろがまの

所有者登録!



2009年4月以降に製造された、屋内式ガス湯沸器やふろがまは、経年劣化による事故を防止するため、定められた時期に点検を受ける制度(特定保守製品安全点検制度)の対象となっています。そのため所有者は所有者登録をすることが求められています。
安全のため、必ず所有者登録をしましょう。

登録が必要な製品



上記屋内式ガス機器が対象で、特定保守製品ラベルが製品本体に貼られています。

登録はこのハガキを投函するだけ!!
 購入時に製品に同梱された登録用ハガキをお持ちの場合は、そちらをご利用ください。

特定保守製品ラベル(例)

特定保守製品	
製品名	ABC-DEF
特定製造事業者等名	〇〇〇〇株式会社
東京都千代田区〇〇〇	1-1
製造番号	110100901
製造標準使用期間	10年
点検期間	2019年1月から2020年12月
問い合わせ連絡先	〇〇〇〇お客様連絡センター 0120-0000-000

製品に貼られたラベルを見てハガキにご記入ください。

経済産業省

日本ガス石油機器工業会

本チラシに関するお問い合わせ先 03-3234-0101
 この登録ハガキを添付し、点検時期の到来を知らせる(1-2) 株式会社日本ガス石油機器工業会が、発行しています。

所有者登録から点検までの流れ

投函していた点検はがきは、それぞれの製品のメーカーに送付され、製品の所有者登録が行われます。点検の時期が来た時に、メーカーから点検の案内を行う際の大事な情報として適切に管理されます。



はがきに記入して投函、所有者登録をします。



点検時期が来ると案内が送られてきます。



点検をします。(有償)



点検、登録についてのお問い合わせは各メーカーまでお願いします。

特定製造事業者等の連絡先

(株)ガスター	点検センター	0120-6542109
(株)東芝機器	営業部 管理部	03-3307-5531
(株)タイセイ	本社	02-6192-7788
(株)長崎製作所	点検連絡窓口	0120-9211971
(株)ノーリツ	コンタクトセンター	0120-911026
(株)ハーマン	点検受付センター (社名: ハーマンプロ)	0120-7801137
パーパス (株)	点検受付センター (社名: 清水産業)	0120-3331884
(株)パロマ	お客様センター	0120-3781860
セリタ工業(株)	サービス局	0120-4401252
リンナイ(株)	製品点検センター	0120-4931110

所有者登録のお願い

●登録について

点検制度対象製品には、所有者票と呼ばれるはがきが同梱されており、購入時に所有者情報をご記入の上、登録いただくこととなっています。

この度、経済産業省より要請があり、製造事業者及びガス事業者より未登録の方へ登録のお願いをしております。

何とぞご協力をお願いします。
 参考: 点検制度に関する経済産業省 関連サイト
http://www.met.go.jp/product_safety/producer/hsuan/03.html

●個人情報の取り扱いについて

所有者登録を頂いた個人情報は、消費生活用製品安全法・個人情報保護法により、適切な管理のもと、特定製造事業者に限られ、適切な時期の点検やリコール等、製品安全に関する重要なお知らせ以外に使用しません。

必ずご記入ください

所有者情報記入欄

楷书で、はっきりと見やすい字でご記入をお願いします。点検の時期が来ましたら、こちらに案内をお届けします。

フリガナ		
お名前 (個人名)		
ご住所	〒	郵便番号
アパート・マンション名		
電話番号	—	—

※所有者が法人の場合は法人名をご記入ください。

※電話番号も必ずご記入ください。

○ パロマ半密閉式湯沸器（LPガス用）の回収状況

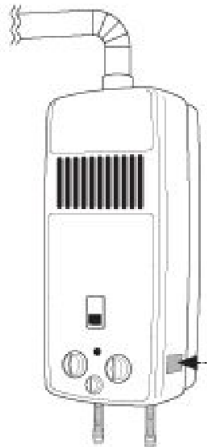
都道府県別 リスト数、対象製品確認台数

株式会社パロマ

[illegible]

2015年1月～2017年6月間に確認された対象製品29台のうち、2台(＊印)は使用中であったものです。

該当製品の見分け方



製品側面にある
機器型式プレートをご確認ください。

機器型式

ガス瞬間湯沸器
PH-81F
〇〇ガス用
〇〇〇〇〇

定格電圧 単相AC 100V
定格周波数 50Hz/60Hz
定格消費電力 32W/38W
82-00-000001
パロマ

該当製品の機器型式一覧

※下記型式末尾() 付を含む

PH-81F	PH-82F
PH-101F	PH-102F
PH-131F	PH-132F
PH-161F	
PA-108FE (東京ガスブランド)	
PA-113FE (東京ガスブランド)	
PICM-250 (東邦ガスブランド)	
KPA-608F (北海道ガスブランド)	
KPA-610F (北海道ガスブランド)	
KPA-613F (北海道ガスブランド)	

該当製品に関しましては、現行の同等製品への無償交換、またはお引取り（1台あたり本体価格の半額をお支払い致します）をさせていただいております。

このような場所にお心当たりはございませんか？いま一度ご確認をお願い致します。

別荘・山小屋



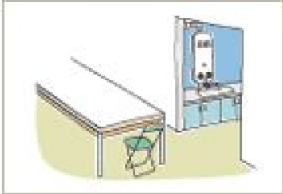
倉庫や物置



アパートの空室



集会所・学校



点検には、パロマの社員または「パロマ半密閉式湯沸器再点検業務委託証明書」を所持した委託会社社員がお伺い致します。

同社員が訪問の際は、社員証または右記委託証明書をお確かめいただきますようお願い致します。

【お問い合わせ窓口】株式会社パロマ 専用相談窓口

0120-314-552 受付時間：午前9時～午後6時（平日・土・日・祝日ともに）

パロマ半密閉式湯沸器の回収報告

別紙1

送付先: (一社) 島根県LPガス協会
FAX番号: 0852-27-8050

供給開始時点検・調査、定期消費設備調査実施状況報告
(平成 年 月実施分)

平成 年 月 日

平成20年8月22日付けNISA-278b-08-08により要請のあった標記の件について、下記のとおり報告します。

事業者名: _____
(登録番号: _____)

担当者名: _____

住 所: _____

連絡先(TEL): _____

連絡先(FAX): _____

参考: 液化石油ガス販売消費者数 約 _____ 件

	実施件数 (メーター先数)	左記件数のうち、点検前 空家・空室であった件数(新 築を除く)	点検・回収対象機器が見 つかった件数及び台数(台)
供給開始時点検・調査 (他社からの受託分を除く)	件	件	件 台
定期消費設備調査 (他社からの受託分を除く)	件		件 台

(注)
① 事業者単位で報告してください(支店、営業所の内訳は不要)
② 登録番号欄は、液化石油ガス販売事業者証の登録番号を記載し、番号の前に登録行政庁を記載してください。
③ 供給開始時点検・調査、定期消費設備調査件数については、自社の販売先に係る件数(保安機関に委託している件数を含む)を記載してください。
④ 調査実施翌月の9日までに報告してください。
⑤ 点検・回収対象機器が発見された場合には、当該機器の使用禁止措置を講じるとともに、パロマ工業(株)に速やかに連絡し、原子力安全・保安院並びに島根県消防防災課に対しても発見の都度別紙2の様式にて連絡してください。

パロマ半密閉式湯沸器に関する毎月
の報告は、平成28年3月分をもって
終了いたします。



引き続き、該当機種を発見された場合
は、速やかにご報告をお願いします。

液石法及び関係政省令の運用及び解釈の改正 (平成28年6月8日施行)

法第34条(保安機関の業務等)関係

第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができないとき」(以下3.において「調査拒否」という。)の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。

なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。

保安業務実施状況報告

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸(戸)	戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸	戸(戸)	戸(戸) うち拒否数 戸(戸)
4. 定期消費設備調査	戸	戸(戸)	当年調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸) 当年再調査 戸(戸) うち完了数 戸(戸) 拒否数 戸(戸) 不在数 戸(戸)
5. 周知	戸	戸(戸)	戸(戸)
6. 緊急時対応	戸	戸(戸)	戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	戸(戸)	戸(戸)

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) 1. 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2. 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

液石法施行規則の一部改正について (平成29年4月1日施行)

規則第36条・第37条(点検・調査の方法)関係

➤ 消費設備調査等の頻度について

前回の点検・調査・周知(以下「点検等」といいます。)の日から次回の点検等の日(基準日)前4月以内の期間に点検等を行った場合は、基準日に点検等を行ったものとみなす。

➤ 消費設備の再調査について

調査の結果、基準に適合しない場合、1年に1回以上消費者に通知するとともに、その通知の日から1月を経過した日以後5月以内に、通知に係る事項について調査を行うこと。

法第14条書面交付時に注意する点

上記のことから液化石油ガス法第14条及び同法施行規則第13条の規定を満たし、ガイドラインで求められた内容を確実に実施するためには、次の(1)から(3)の全ての書面をお客様に交付するとともに「重要事項」を説明し、その証としてお客様から署名等を得ることが必要となります。

- (1) **法第14条書面**（「LPガスご利用のお知らせ」+「設備所有・保安業務実施者の通知書」）
- (2) **料金表等**（料金表等への記載内容については上記の説明内容を参照ください。）
- (3) **消費設備配管の精算額の計算方法を記載した書面**

※(3)は消費側配管の所有権が販売事業者にある場合に限りします。

請求書等への記載内容について

お客様にLPガス料金その他お客様の負担になるものを請求する時は、その算定根拠として次の内容を請求書等に記載することになります。

- (1) LPガスの使用量(m^3)
- (2) 基本料金の金額(円)
- (3) 従量料金の金額(円)
- (4) 従量料金の単価(円)
- (5) 設備利用料の金額(円)
- (6) 割引額(円)
- (7) 消費税(円) など

取引適正化指針(ガイドライン)について

- 「標準的な料金メニュー等」を自社のホームページまたは店頭に公表する。(平成30年2月21日まで)
- 法第14条書面を交付する際に規則第13条第5号から第9号の内容を説明し書面に署名等をもらう。(後日説明でも可)
- 料金を値上げするときはその料金が適用される1か月前までに、値下げまたは事前契約に基づき原料調整制度により料金を変更するとき、その料金が適用される前までに変更後の販売価格と変更する理由を通知する。
- お客様からの苦情等の記録簿を作成し処理状況を管理するとともに、苦情等の受付窓口を設けるなどして必要な体制を整備する。

「Siセンサーコンロキャンペーン」の実施

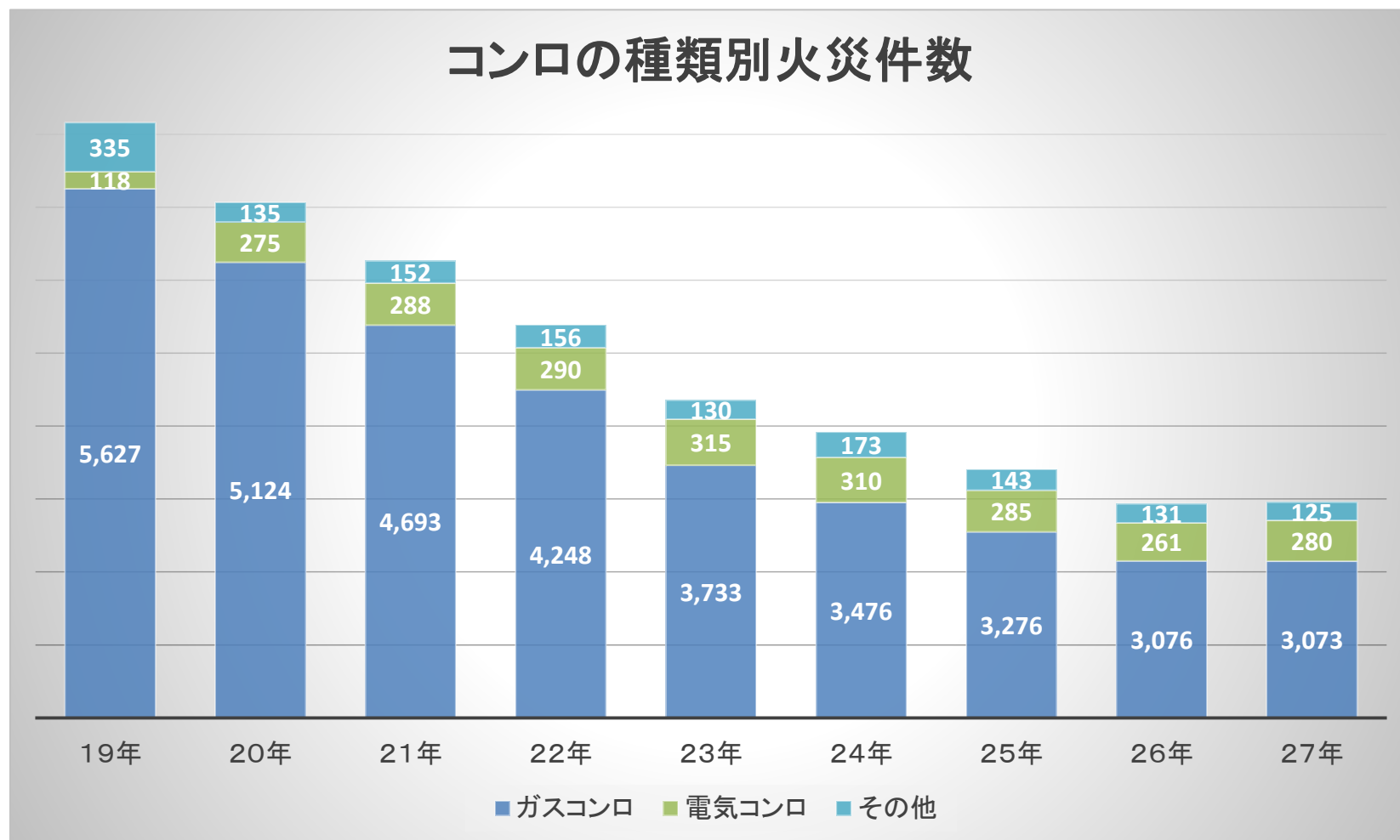
- コンロ火災を撲滅することを目的にキャンペーンを実施します。

実施期間：平成29年10月1日(日)～平成29年12月31日(日)



年 度	応募数		
	春	秋	合 計
平成24年度	633人(台)	1,016人(台)	1,649人(台)
平成25年度	723人(台)	1,215人(台)	1,938人(台)
平成26年度	521人(台)	979人(台)	1,500人(台)
平成27年度	—	797人(台)	797人(台)
平成28年度	—	958人(台)	958人(台)
合 計	1,877人(台)	4,965人(台)	6,842人(台)

ガスコンロ火災の推移



※ガスコンロには「都市ガス」用も含まれています。

「消防白書」より

給湯器ワンランクアップキャンペーン

【平成29年9月1日(金)～平成29年11月30日(木)】

エコジョーズ LPガス 給湯器ワンランクアップキャンペーン

キャンペーン期間中、エコジョーズをLPガス販売店からご購入いただいた方の中から
5,000円相当の『三越カタログギフト』を抽選で**1,000名様**に**プレゼント!!**

キャンペーン期間 2017年9月1日(金)～2017年11月30日(木)
(応募締切:2017年12月20日(水)当日消印有効)

※写真以外のイメージでも、抽選の対象となる商品がご応募いただけます。また、カタログギフトも、3つ種類の商品の中から、抽選されることとなります。写真とは異なります。

キャンペーン対象商品 エコジョーズ (LPガス高効率給湯器) ※ノーリツ・パナソニック・リンナイ製のエコジョーズに限り、5,000円相当の三越カタログギフトを抽選で1,000名様

応募資格 キャンペーン期間中、エコジョーズ (LPガス高効率給湯器) をLPガス販売店からご購入の方、1台につき1回限り応募できます。次の場合は、応募できませんのでご注意ください。●エコジョーズではない給湯器 ●都市ガス仕様の給湯器 ●ホームセンターやインターネット通販での購入品 ●ご購入日がキャンペーン期間外

応募方法 (●必ずお印の方法でご応募ください) ●お持ちの給湯器の型番を必要事項を記入いただき、エコジョーズをご購入のLPガス販売店にお渡しください。●お持ちの給湯器の型番を必要事項を記入いただき、以下の宛先へ封書にてご郵送ください。(※LPガス販売店印が必要です) <郵送でご応募の場合の宛先> 〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル7階 一般社団法人 全国LPガス協会内「給湯器ワンランクアップキャンペーン」事務局宛

キャンペーン対象期間 2017年9月1日(金)～2017年11月30日(木)

応募締切 2017年12月20日(水)当日消印有効

当選発表 厳正なる抽選のうえに当選者を決定し、商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

お問い合わせ先 ご購入のLPガス販売店または、キャンペーン事務局までお問い合わせください。
 <キャンペーン事務局> 一般社団法人 全国LPガス協会内「給湯器ワンランクアップキャンペーン」事務局
 TEL 03-3591-1103 / 受付時間 平日9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

注意事項 ※応募にあたり、購入の証明となるLPガス販売店印とメーカー名、給湯器型番、製造番号が必要です。上記が揃っていないと応募が無効になる可能性があります。

個人情報について
 本キャンペーンで実施した個人情報、キャンペーン応募の受付、抽選、及び当選の発表、ご連絡のため利用させていただきます。また、アンケートは抽選会に於ける抽選・アンケート実施のために使用する場合があります。お預かりした個人情報は厳重に管理し、何日目的の範囲以外への提供・開示は行いません。

記入日: 年 月 日

「給湯器ワンランクアップキャンペーン」応募用紙

※キャンペーン対象商品は、エコジョーズ (LPガス高効率給湯器) に限ります。
 ※キャンペーン応募は一人様、エコジョーズ (LPガス高効率給湯器) 1台ご購入につき1回限り応募可能です。
 ※応募は本用紙にご記入の上、ご購入のLPガス販売店にお渡しいただくか、郵送(封書)にてご応募ください。(FAXでの応募は不可です)

お名前	フリガナ
電話番号	— —
メールアドレス (※郵便局へはご記入不要です)	◎
郵便番号 ご住所	フリガナ 〒 —

※下記、左枠内の①～⑤はもれなくご記入ください。また①についてはLPガス販売店の社名の押印が必要です。
 ※③、④、⑤の内容が分からない場合は、LPガス販売店にお問い合わせください。

① LPガス販売店名 社名を印印 ※LPガス販売店記入欄	②
② 購入年月日 2017年9月～11月 までの購入に限り応募	年 月 日
③ 給湯器メーカー名	③ 該当するものを○で囲んでください。 ノーリツ ・ パナソニック ・ パロマ ・ リンナイ
④ 給湯器 (エコジョーズ) の型番 ※LPガス店に限り応募	④
⑤ 製造番号	⑤ □□.□□-□□□□□□

給湯器の購入理由
 (複数回答可)
☐ 給湯器が故障したため
☐ 新築、リフォーム、引っ越し等のため
☐ その他
 その他とお答えの方は、下記欄に理由をご記入ください。

(理由)

個人情報について
 本キャンペーンで実施した個人情報、キャンペーン応募の受付、抽選、及び当選の発表、ご連絡のため利用させていただきます。また、アンケートは抽選会に於ける抽選・アンケート実施のために使用する場合があります。お預かりした個人情報は厳重に管理し、何日目的の範囲以外への提供・開示は行いません。

「平成29年度情報伝達訓練」の実施について

1. 実施日時:平成29年10月18日(水)10:00~12:00

(1)安否確認等:10:00~10:30

(2)現地災害対策本部設置:10:30~11:00(支部事務局対応)

(3)被害状況の報告:11:00~12:00

2. 訓練参加者:全会員事業所、支部事務局、島根県、その他関係団体

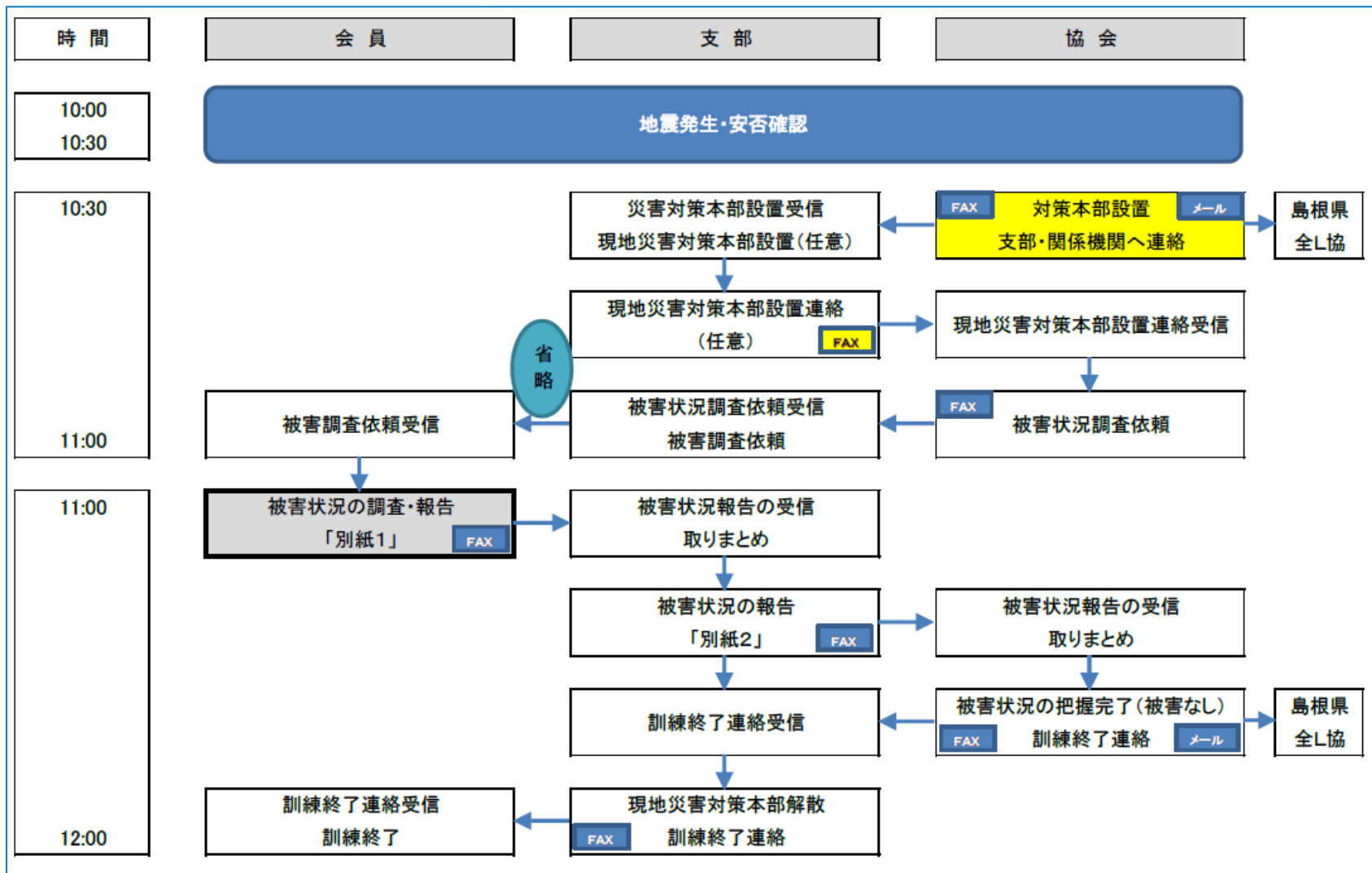
3. 訓練内容:FAX及び電子メールによる情報伝達訓練

水害発生後、自社従業員等の安否確認を行った後、自社及び消費者宅の被害状況を、別紙1「災害(地震・風水害・雪害)発生に伴う被害状況報告書」により所属支部事務局にFAXでお知らせください。

4. 訓練における留意事項

今回の訓練では自社及び消費者宅に被害は全て無かったものとしてご報告ください。

「情報伝達訓練」のフロー図



別紙 1

災害（地震・風水害・雪害）発生に伴う被害状況報告書

（第 〇〇 報）

□ 島根県LPガス協会 〇〇 支部 宛
（FAX： - - ）

報告日時：平成 27 年 10 月 1 日

〇〇時 〇〇 分

記入例

今回の訓練では、被害は無かった
ものとしてご報告ください。

販売店名 (株) 〇〇〇〇〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

報告者名 〇〇 〇〇

被害状況の該当箇所に○印を付けてください。

また被害があった場合は、別紙を添付して具体的な被害状況をお知らせください。

1. 販売所における人的被害		有 ・ ☒ 無 ・ 確認中
2. 販売所等の物的被害		有 ・ ☒ 無 ・ 確認中
3. 消費者の被害	火災・爆発	有 ・ ☒ 無 ・ 確認中
	ガス漏れ	有 ・ ☒ 無 ・ 確認中
	メータ遮断	有 ・ ☒ 無 ・ 確認中
		件 全て復帰 ・ 未復帰有り
	その他	有 ・ ☒ 無 ・ 確認中
4. その他（従業員宅等の被害状況他について）		有 ・ ☒ 無 ・ 確認中

【いずれかを○印で囲むこと】

確認中	☒ 確認済み（最終報告）
-----	---

以上

危険物運搬車両に対する指導取締り

みだしの指導取締りが本年も11月1日から11月30日までの1ヶ月間、全国一斉に実施されます。

LPガス容器を運搬する際は、LPガス販売店のみならず、消費者であっても高圧ガス保安法第23条の移動の基準を遵守しなければなりません。

会員の皆様におかれましては、社内での法令遵守の徹底はもちろんのこと、消費者の皆様に対しても、この基準を遵守されるよう周知徹底をお願いいたします。

なお、携行品等の詳細については、当協会の会員専用ページ、又は平成18年4月5日発行の協会報第277号15ページをご参照いただくか、高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則例示基準の第1節（境界線・警戒標識）、第53節（充てん容器等の移動時に携行する消火設備並びに資材等）、第55節（充てん容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動））をご参照ください。

違反した場合30万円以下の罰金が課せられますので十分ご注意ください。

○液石則49条（移動の基準）関係

車両に積載して移動する液化石油ガスを充填した容器についての技術上の基準（警戒標の掲示、消火設備の携行、イエローカードの携帯等）の適用除外は、現行制度では、内容積が20リットル以下の容器を積載した車両であって、内容積の合計が40リットル以下であったが、今回の改正によって、内容積が25リットル以下の容器を積載する車両であって、内容積の合計が50リットル以下に緩和された。

特定液化石油ガス設備工事事業者の証明

平成 年 月 日

島根県知事 殿

氏名又は名称

代表者名

⑩

特定液化石油ガス設備工事事業者に係る証明について（お願い）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の「特定液化設備工事事業者」に係る下記の内容について証明くださいますようお願いいたします。

記

1. 証明を依頼する事業所の名称及び所在地

名 称：

所在地：

2. 証明を依頼する事項

事業開始届の受理年月日及び受理番号

以上

特定液化石油ガス設備工事事業者の証明

平成 年 月 日

殿

島根県消防総務課長

平成 年 月 日付で依頼のありました特定液化石油ガス設備工事事業者に係る下記の
内容について相違ないことを証明します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業開始届の受理年月日	
事業開始届の受理番号	

以上

バルク貯槽20年検査

MAX:2024年

バルク貯槽生産数

1000kg未満バルク貯槽生産数



- ①バルク貯槽メーカーの生産能力(MAX 32000基、現在10000基)
バルク貯槽メーカーは約半分の会社が撤退
- ②工事業者の確保
設置工事に撤去工事も含むため工事時間が新規の倍以上
- ③オーナー・管理会社への説明

20

LPガス料金の公表 (LPガス料金の公表状況調査結果による)

調査対象数: 全国(18,568件)、島根県(108件)

有効回答数: 全国(12,003件)、島根県(85件)

	全国	島根県
料金を公表している事業者(平成29年3月13日時点)	5,362	33
平成29年7月までに公表予定の事業者	779	11
平成29年12月までに公表予定の事業者	750	7
平成30年3月までに公表予定の事業者	1,427	13
平成30年4月以降	360	2
合 計	8,678	66

公表済み＋公表予定の事業者: 全国(69.3%)、島根県(77.6%)

※1. HPによる公表: 全国(244件)、島根県(4件)

※2. 公表済み＋公表予定の事業者の割合は、有効回答数が分母

平成29年度LPガス消費者保安月間

毎年10月は「LPガス消費者保安月間」です！

【実施重点項目（経済産業省からの要請事項）】

1. 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。昨年8月、学校、福祉施設等において、オーブン等の業務用調理機器を使用する場合のCO中毒事故が発生していることから、調理等を行う際は、不完全燃焼によるCO中毒事故に十分注意すること。特に業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進すること。
2. 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知する。

平成29年度LPガス消費者保安月間

【実施重点項目（経済産業省からの要請事項）】

3. LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策では、機器の事故防止対策として自動切替式調整器の予備側にLPガス容器を接続せずにガスを供給したことを原因とするガス漏洩事故が発生していることから、LPガス容器を1本のみ接続して使用する場合は、予備側の高圧ホースを外してプラグをはめるなどの改善を行うこと。

4. 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

5. 熊本地震を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について本年9月に「LPガス災害対策マニュアル」を改訂しており、災害発生時においては同マニュアルに基づいた取組を着実に実施すること。

当該製品については、平成29年8月25日に東京都内において、上記製造不良に起因するLPガスの漏えい事故が発生しています。

つきましては、所管の液化石油ガス販売事業者及び簡易ガス事業者に対し、当該製品を設置している場合は速やかに点検を実施し、必要に応じて同社に照会する、交換するなど、所要の措置を講じるべき旨注意喚起をお願いいたします。

また、今後、当該製品において、金具部のホースの抜けが原因と推定される類似のLPガス事故等の報告があった場合は、その旨を付記して、速やかに事故速報を関係各署あて提出下さい。

■対象製品の型式

LPガス用高圧ホース

NC-1, NC-2, NC-3, NC-4, NC-8

NCH-1, NCH-2, NCH-3, NCH-4, NCH-8

NCZS-1, NCZS-2, NCZS-3, NCZS-4, NCZS-8

NCZH-1, NCZH-2, NCZH-3, NCZH-4, NCZH-8

NP-5, NP-6, NPH-5, NPH-6

NPZS-5, NPZS-6, NPZH-5, NPZH-6

■不具合内容

ホースが加締め金具の正常な位置まで挿入されずに加締められたため、ホースが抜け、ガスが漏れるという不具合が発生しました。

■対象製品の見分け方

【集合用高圧ホース】



【連結用高圧ホース】



ホース口にロット番号が打刻されています。
上部4ケタの製造年月が、「1603」～「1708」の物が対象製品です。
なお、日豊製は下部右端の記号が「モ」です。

■点検内容

ホース外筒の挿入確認穴からホース本体が見えれば、製品に問題はございません。

万が一確認穴がゴムホースで塞がっており、穴が開いた状態の場合は、挿入不足ですので至急ご連絡ください。

挿入確認穴位置



■お問い合わせ先

社名：株式会社 日豊

電話：042-385-1591（受付時間8:00～17:00）

（担当：山木・やまき、宇部・うべ）

NIPPO

株式会社

日

豊

〒184-0012 東京都小金井市中町 3-25-11

た。この度弊社製造のLPガス用高圧ホースのP.O.L金具部のホースが抜け、ガス漏れが起る事故が発生しました。原因は、ホースの張力式高圧ホースの位置まで挿入されずに加締められたためと判断致しております。業関係者各位に、LPガスの深くお詫び申し上げます。平成二十九年九月 株式会社 日豊

LPガス用高圧ホース点検ご協力をお願い